



# 金沢市公報

号外第38号

平成19年(2007年)12月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	○金沢市手数料条例の一部を改正する条例	
●条 例		(財 政 課)	11
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民参画課)	1	○金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 (市立工業高校)	12
○金沢市教育委員会委員定数条例 (教育総務課)	2	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	12
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (職 員 課)	2	○市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (職 員 課)	15
○昭和42年度以後における金沢市職員共済組合条例等の規定による年金受給者のための年金の額の改定に関する条例の一部を改正する条例 ( 〃 )	10		

## 条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金 沢 市 長 山 出 保

### ◎金沢市条例第57号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2選挙区の項中「いなほ1丁目」を「いなほ1丁目 いなほ2丁目」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「いなほ1丁目」の次に「、いなほ2丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「いなほ1丁目」を「いなほ1丁目 いなほ2丁目」に改める。

(金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例(平成18年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち金沢市農業委員会条例別表の改正規定中「いなほ1丁目」を「いなほ1丁目 いなほ2丁目」に改める。

附 則

この条例は、いなほ2丁目となる区域につき、土地区画整理法(昭和29年法律第119

号) 第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市教育委員会委員定数条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第58号

金沢市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、金沢市教育委員会の委員の定数は、7人とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第59号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、）」を「6,500円（）」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第12条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

第21条第2項中「大学の学長及び」を「大学の学長にあっては6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を、」に、「100分の175」を「100分の180」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の77.5」に、「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600

別表第1中

を

に改める。

145,400	201,600	240,600	147,200	203,600	241,500
146,700	203,400	242,600	148,500	205,400	243,400
148,000	205,000	244,600	149,800	207,000	245,300
149,500	206,900	246,600	151,300	208,900	247,200
151,000	208,800	248,600	152,800	210,800	249,000
152,500	210,700	250,600	154,400	212,700	250,800
153,800	212,600	252,600	155,700	214,600	252,600
155,300	214,600	254,600	157,200	216,500	254,600
156,800	216,600	256,600	158,700	218,400	256,600
158,300	218,600	258,600	160,200	220,300	258,600
159,700	220,400	260,500	161,600	222,000	260,500
162,300	222,400	262,400	164,300	223,900	262,400
164,900	224,400	264,300	166,900	225,800	264,300
167,500	226,400	266,200	169,500	227,700	266,200
170,200	228,300	268,200	172,200	229,500	268,200
171,900	230,200	270,100	173,900	231,300	270,100
173,600	232,100	272,000	175,600	233,100	272,000
175,300	234,000	273,900	177,300	234,900	273,900
176,800	235,700	275,800	178,800	236,500	275,800
178,600	237,300	277,700	180,600	238,000	277,700
180,400	238,900	279,600	182,400	239,500	279,600
182,200	240,500	281,500	184,200	241,000	281,500
183,800	242,100	283,200	185,800	242,500	283,200
185,300	243,700	285,100	187,300	244,000	285,100
186,800	245,300	287,000	188,800	245,500	287,000
188,300	246,900	288,900	190,300	247,100	288,900
189,600	248,400	290,600	191,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400	192,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200	194,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000	195,500	253,200	296,000
194,900	254,600	297,900	196,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600	198,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300	199,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000	200,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700	202,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400	203,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100	204,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800	205,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300	207,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900	208,200	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500	209,300	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100	210,400	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800	211,600	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400	212,600	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000	213,600	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600	214,600	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100	215,600	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300	216,600	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500	217,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700	218,600	279,000	327,700
218,800	280,200	328,800	219,600	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800	220,600	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800	221,600	282,200	330,800

222,100	283,200	331,800	222,600	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700	223,400	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500	224,400	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300	225,400	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100	226,500	286,900	335,100

1級	2級	3級	1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円
160,300	202,200	263,500	162,200	204,600	265,400
162,300	204,400	266,600	164,300	206,800	268,500
164,300	206,600	269,700	166,300	209,000	271,600
166,300	208,800	272,800	168,300	211,200	274,700
168,200	210,900	275,900	170,300	213,300	277,800
170,700	213,100	278,800	172,800	215,500	280,600
173,200	215,300	281,700	175,300	217,700	283,400
175,700	217,500	284,600	177,800	219,900	286,100
178,200	219,800	287,600	180,300	222,200	288,900
180,900	222,200	290,600	183,100	224,600	291,800
183,600	224,600	293,600	185,800	227,000	294,700
186,300	227,000	296,600	188,500	229,400	297,600
189,000	229,300	299,600	191,200	231,700	300,400
190,900	231,700	302,400	193,100	234,100	303,000
192,800	234,100	305,200	195,000	236,500	305,600
194,700	236,500	308,000	196,900	238,900	308,200
196,700	238,700	310,700	198,900	241,100	310,700
198,500	241,800	313,500	200,700	244,200	313,500
200,300	244,900	316,300	202,500	247,300	316,300
202,100	248,000	319,100	204,300	250,400	319,100
203,900	251,100	321,700	206,100	253,500	321,700
205,800	254,200	324,500	208,000	256,600	324,500
207,700	257,300	327,300	209,900	259,700	327,300
209,600	260,400	330,100	211,800	262,800	330,100
211,600	263,400	332,700	213,800	265,800	332,700
213,700	266,500	335,200	215,900	268,800	335,200
215,800	269,600	337,700	218,000	271,800	337,700
217,900	272,700	340,200	220,100	274,800	340,200
219,900	275,800	342,600	222,100	277,800	342,600
222,200	278,600	344,800	224,400	280,500	344,800
224,500	281,400	347,000	226,700	283,200	347,000
226,800	284,200	349,200	229,000	285,900	349,200
229,200	287,100	351,500	231,400	288,700	351,500
231,100	290,100	353,800	233,300	291,600	353,800
233,000	293,100	356,100	235,200	294,500	356,100
234,900	296,100	358,400	237,100	297,400	358,400
236,800	299,100	360,500	239,000	300,300	360,500
238,900	301,500	362,600	241,100	302,600	362,600
241,000	303,900	364,700	243,100	304,900	364,700
243,100	306,300	366,800	245,100	307,200	366,800
245,300	308,600	368,800	247,200	309,400	368,800
247,300	310,000	370,700	249,100	310,600	370,700
249,300	311,400	372,600	251,000	311,800	372,600
251,300	312,800	374,500	252,900	313,000	374,500

別表第2アの表中

を

に

253,200	314,100	376,500	254,700	314,100	376,500
255,200	315,300	378,300	256,600	315,300	378,300
257,200	316,500	380,100	258,500	316,500	380,100
259,200	317,700	381,900	260,400	317,700	381,900
261,100	318,700	383,800	262,200	318,700	383,800
262,500	319,800	385,600	263,500	319,800	385,600
263,900	320,900	387,400	264,800	320,900	387,400
265,300	322,000	389,200	266,100	322,000	389,200
266,500	323,200	390,800	267,200	323,200	390,800
267,800	324,300	392,400	268,400	324,300	392,400
269,100	325,400	394,000	269,500	325,400	394,000
270,400	326,500	395,600	270,600	326,500	395,600

1 級	2 級	1 級	2 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
147,000	190,500	148,800	192,800
148,500	192,200	150,300	194,500
150,000	193,900	151,800	196,200
151,500	195,600	153,300	197,900
153,100	197,400	154,900	199,700
154,900	199,100	156,800	201,400
156,700	200,800	158,600	203,100
158,500	202,500	160,400	204,800
160,300	204,300	162,200	206,600
162,300	206,200	164,300	208,500
164,300	208,100	166,300	210,400
166,300	210,000	168,300	212,300
168,200	211,700	170,300	214,000
170,400	213,700	172,500	216,000
172,600	215,700	174,700	218,000
174,800	217,700	176,900	220,000
177,100	219,600	179,200	221,900
179,600	222,300	181,800	224,600
182,100	225,000	184,300	227,300
184,600	227,700	186,800	230,000
187,100	230,500	189,300	232,800
188,800	233,400	191,000	235,700
190,500	236,300	192,700	238,600
192,200	239,200	194,400	241,500
193,700	242,000	195,900	244,300
195,400	244,900	197,600	247,100
197,100	247,800	199,300	249,900
198,800	250,700	201,000	252,700
200,300	253,600	202,500	255,500
202,000	256,300	204,200	258,100
203,700	259,000	205,900	260,700
205,400	261,700	207,600	263,300
207,000	264,400	209,200	265,900
208,800	267,100	211,000	268,500
210,600	269,800	212,800	271,100
212,400	272,500	214,600	273,700

改め、同表イの表中

を

に改める。



214, 100	275, 200	216, 300	276, 300
215, 900	277, 900	218, 100	278, 900
217, 700	280, 600	219, 900	281, 500
219, 500	283, 300	221, 700	284, 100
221, 400	285, 900	223, 600	286, 600
223, 200	288, 600	225, 400	289, 200
225, 000	291, 300	227, 200	291, 700
226, 800	294, 000	229, 000	294, 200
228, 700	296, 500	230, 900	296, 500
230, 500	299, 200	232, 600	299, 200
232, 300	301, 900	234, 300	301, 900
234, 100	304, 600	236, 000	304, 600
235, 800	307, 100	237, 600	307, 100
237, 600	309, 600	239, 300	309, 600
239, 400	312, 100	241, 000	312, 100
241, 200	314, 600	242, 700	314, 600
242, 900	317, 000	244, 300	317, 000
244, 700	319, 200	246, 000	319, 200
246, 500	321, 400	247, 700	321, 400
248, 300	323, 600	249, 400	323, 600
250, 000	325, 900	251, 000	325, 900
251, 700	328, 100	252, 600	328, 100
253, 400	330, 300	254, 200	330, 300
255, 100	332, 500	255, 800	332, 500
256, 800	334, 700	257, 400	334, 700
258, 500	336, 900	259, 000	336, 900
260, 200	339, 100	260, 600	339, 100
261, 900	341, 300	262, 100	341, 300

1 級	2 級	1 級	2 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
235, 200	322, 200	237, 700	323, 400
237, 700	325, 300	240, 200	326, 500
240, 200	328, 400	242, 700	329, 600
242, 700	331, 500	245, 200	332, 700
245, 100	334, 400	247, 600	335, 600
248, 900	337, 800	251, 400	338, 900
252, 700	341, 200	255, 200	342, 200
256, 500	344, 600	259, 000	345, 500
260, 100	347, 800	262, 600	348, 600
264, 100	351, 200	266, 600	351, 800
268, 100	354, 600	270, 600	355, 000
272, 100	358, 000	274, 600	358, 200
276, 000	361, 300	278, 500	361, 300
280, 000	365, 000	282, 500	365, 000
284, 000	368, 700	286, 500	368, 700
288, 000	372, 400	290, 500	372, 400
291, 800	376, 000	294, 300	376, 000
295, 500	378, 800	297, 900	378, 800
299, 200	381, 600	301, 500	381, 600
302, 900	384, 400	305, 100	384, 400
306, 700	387, 300	308, 800	387, 300

別表第 3 アの表中

を

に改め、同表イの表

金 沢 市 公 報

310,600	389,900	312,600	389,900
314,500	392,500	316,300	392,500
318,400	395,100	320,000	395,100
322,100	397,500	323,600	397,500
325,100	399,800	326,500	399,800
328,100	402,100	329,300	402,100
331,100	404,400	332,100	404,400
334,200	406,800	335,000	406,800
336,800	408,900	337,400	408,900
339,400	411,000	339,800	411,000
342,000	413,100	342,200	413,100

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000
195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100

中

を

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100
152,600	190,900	226,800	254,700
154,300	192,600	228,600	256,300
156,000	194,300	230,400	257,800
157,800	196,000	232,100	259,300
159,300	197,600	233,900	260,800
161,200	199,200	235,500	262,700
163,200	200,800	237,100	264,600
165,100	202,400	238,700	266,500
167,000	204,000	240,300	268,200
168,900	205,700	241,900	270,100
170,800	207,400	243,500	272,000
172,700	209,100	245,100	273,900
174,600	210,600	246,700	275,700
176,100	212,200	248,300	277,600
177,600	213,800	249,800	279,500
179,100	215,400	251,300	281,400
180,700	217,000	252,800	283,400
182,200	218,600	254,500	285,300
183,700	220,200	256,200	287,200
185,200	221,800	257,900	289,100
186,800	223,400	259,600	291,100
188,100	225,100	261,400	293,000
189,400	226,800	263,200	294,900
190,700	228,500	265,000	296,800
192,100	230,300	266,600	298,600
193,500	231,900	268,400	300,400
194,900	233,500	270,200	302,200
196,300	235,100	272,000	304,000
197,500	236,800	273,700	305,700
198,800	238,400	275,400	307,400
200,100	240,000	277,100	309,100

に改め、同

199,400	241,000	278,800	310,800	201,400	241,600	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600	202,600	243,100	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300	203,800	244,600	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000	205,000	246,100	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700	206,200	247,600	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200	207,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800	208,600	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400	209,700	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000	210,800	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500	211,900	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800	212,900	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100	213,900	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400	214,900	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500	215,900	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600	216,900	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700	217,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800	218,900	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700	219,900	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700	220,800	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700	221,700	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700	222,600	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500	223,600	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200	224,600	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900	225,600	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600	226,700	275,200	315,600	340,600

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500
177,200	207,500	251,400	278,100
179,300	209,000	252,900	279,600
181,400	210,500	254,400	281,100
183,500	212,000	255,900	282,600
185,600	213,400	257,400	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000
164,800	198,300	242,200	265,500
166,500	199,700	243,600	266,900
168,100	201,100	245,000	268,500
169,700	202,500	246,400	270,100
171,200	203,900	247,700	271,700
173,200	205,400	249,000	273,300
175,200	206,900	250,300	274,900
177,200	208,400	251,600	276,500
179,400	209,800	252,800	278,100
181,500	211,300	254,200	279,600
183,600	212,800	255,600	281,100
185,700	214,300	256,900	282,600
187,800	215,700	258,200	284,200
190,000	217,400	259,600	285,800
192,200	219,100	261,000	287,400
194,400	220,800	262,400	289,000



表ウの表中	194,300	220,000	263,900	290,400	を	196,500	222,300	263,900	290,400	に
	195,600	221,700	265,500	292,200		197,800	224,000	265,500	292,200	
	196,900	223,400	267,100	294,000		199,100	225,700	267,100	294,000	
	198,200	225,100	268,700	295,800		200,400	227,400	268,700	295,800	
	199,400	226,900	270,300	297,400		201,600	229,200	270,300	297,400	
	200,700	228,400	271,900	299,100		202,900	230,700	271,900	299,100	
	202,000	229,900	273,500	300,800		204,200	232,200	273,500	300,800	
	203,300	231,400	275,100	302,500		205,500	233,700	275,100	302,500	
	204,600	232,900	276,700	304,000		206,800	235,200	276,700	304,000	
	205,900	234,400	278,200	305,600		208,100	236,600	278,200	305,600	
	207,200	235,900	279,700	307,200		209,400	238,000	279,700	307,200	
	208,500	237,400	281,200	308,800		210,700	239,400	281,200	308,800	
	209,900	238,800	282,800	310,400		212,100	240,700	282,800	310,400	
	211,300	240,200	284,300	312,000		213,500	242,000	284,300	312,000	
	212,700	241,600	285,800	313,600		214,900	243,300	285,800	313,600	
	214,100	243,000	287,300	315,200		216,300	244,600	287,300	315,200	
	215,300	244,300	288,900	316,800		217,500	245,800	288,900	316,800	
	216,700	245,700	290,500	318,300		218,900	247,100	290,500	318,300	
	218,100	247,100	292,100	319,800		220,300	248,400	292,100	319,800	
	219,500	248,500	293,700	321,300		221,700	249,700	293,700	321,300	
	220,900	249,900	295,100	322,800		223,100	251,000	295,100	322,800	
	222,400	251,400	296,600	324,300		224,600	252,400	296,600	324,300	
	223,900	252,900	298,100	325,800		226,100	253,800	298,100	325,800	
	225,400	254,400	299,600	327,300		227,600	255,200	299,600	327,300	
	226,700	255,900	301,000	328,600		228,900	256,600	301,000	328,600	
	228,200	257,500	302,400	330,000		230,300	258,100	302,400	330,000	
	229,700	259,100	303,800	331,400		231,700	259,500	303,800	331,400	
	231,200	260,700	305,200	332,800		233,100	260,900	305,200	332,800	
	232,600	262,400	306,700	334,300		234,400	262,400	306,700	334,300	
	234,000	264,000	308,100	335,700		235,700	264,000	308,100	335,700	
	235,400	265,600	309,500	337,100		237,000	265,600	309,500	337,100	
	236,800	267,200	310,900	338,500		238,300	267,200	310,900	338,500	
	238,300	268,800	312,300	339,700		239,700	268,800	312,300	339,700	
	239,700	270,400	313,700	341,100		241,000	270,400	313,700	341,100	
	241,100	272,000	315,100	342,500		242,300	272,000	315,100	342,500	
	242,500	273,600	316,500	343,900		243,600	273,600	316,500	343,900	
	243,900	275,200	317,700	345,100		244,900	275,200	317,700	345,100	
	245,300	276,700	319,000	346,400		246,200	276,700	319,000	346,400	
	246,700	278,200	320,300	347,700		247,500	278,200	320,300	347,700	
	248,100	279,700	321,600	349,000		248,800	279,700	321,600	349,000	
249,400	281,300	322,900	350,200	250,000	281,300	322,900	350,200			
250,900	282,800	324,200	351,400	251,300	282,800	324,200	351,400			
252,400	284,300	325,500	352,600	252,700	284,300	325,500	352,600			
253,900	285,800	326,800	353,800	254,100	285,800	326,800	353,800			

改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の77.5」を「100分の75」に、「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定は、同年12月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

昭和42年度以後における金沢市職員共済組合条例等の規定による年金受給者のための年金の額の改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

**◎金沢市条例第60号**

昭和42年度以後における金沢市職員共済組合条例等の規定による年金受給者のための年金の額の改定に関する条例の一部を改正する条例

昭和42年度以後における金沢市職員共済組合条例等の規定による年金受給者のための年金の額の改定に関する条例（昭和42年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の9第5項ただし書中「平成12年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」を「平成19年10月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」に改める。

第1条の32第1項中「平成12年4月分」を「平成19年10月分」に、「假定給料を」を「假定給料に調整改定率（恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を」に改め、同条第4項中「改定された」を「改定される」に、「満たないとき」を「調整改定率を乗じて得た額に満たないとき」に、「平成12年4月分以後」を「平成19年10月分以後」に、「当該各号に定める」を「当該乗じて得た」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 給与金条例等の規定による障害年金に相当する年金 次のアからエまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれアからエまでに定める額

ア その实在職した在职期間が最短年金年限に達している者に係る年金 1,132,700円

イ その实在職した在职期間が9年以上最短年金年限未滿の者に係る年金 849,500円

ウ その实在職した在职期間が6年以上9年未滿の者に係る年金 679,600円

エ その实在職した在职期間が6年未滿の者に係る年金 568,400円

第1条の32第5項中「平成12年4月分以後」を「平成19年10月分以後」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 遺族である子1人を有する場合 恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下「昭和51年恩給法等改正法」という。）附則第14条第1項第2号に定める額

(2) 遺族である子2人以上を有する場合 昭和51年恩給法等改正法附則第14条第1項第1号に定める額

(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） 昭和51年恩給法等改正法附則第14条第1項第3号に定める額

第4条に次の1項を加える。

2 第1条の32の規定により給料とみなされる額については、5円未滿の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未滿の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成19年9月分以前の月分の退職年金、障害年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金 沢 市 長 山 出 保

## ◎金沢市条例第61号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第111号の項中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同表第113号の項及び第114号の項中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、

「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第62号

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 入学料は、本科第1部の入学生1人につき5,650円を徴収する。

第4条 入学検定手数料は、本科第1部の入学志願者1人につき2,200円を徴収する。

附則第3項第2号中「第1学年及び第2学年」を「第2学年」に改め、同項第3号中「第1学年、第2学年及び第3学年」を「第3学年」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第63号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

50	サンシャイン鳴和地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画サンシャイン鳴和地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	--------------------	--

別表第2第46号の表を次のように改める。

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	(1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

		(3) 風営法第2条第1項各号及び第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物 (4) 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第2条第1項に規定するラブホテル等
壁面の位置の制限	建築物の壁面等から市道準幹線508号片町・新堅線（以下この表において「前面道路」という。）の中心線までの距離の最低限度は、6メートルとする。	
形態又は意匠の制限	前面道路から後退した部分の全面に、隣接する建築物のひさしに連続するようにひさしを設置するものとする。この場合において、設置するひさしは、次の各号に該当するものとする。 (1) その天井面が歩道面から高さ6メートル以上7メートル以下であるもの (2) 不燃材料（網入りガラス以外のガラスを除く。）で造られ、かつ、覆われたもので、消火活動に支障のない構造及び形態であるもの (3) その先端の位置が前面道路の境界線上にあるもの	

別表第2に次の1号を加える。

50 サンシャイン鳴和地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
一般住宅地区	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル、旅館、自動車教習所、勝馬投票券発売所、場外車券売場又はカラオケボックス (3) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物
	容積率の最高限度	10分の15
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。 2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分を含む。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル



		<p>ル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	10メートル
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
低層住宅地区	用途の制限	<p>次に掲げるもの以外のもの</p> <p>(1) 専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するものに限る。）</p> <p>(2) 集会所</p> <p>(3) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
	容積率の最高限度	10分の15
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であ</p>

		り、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。
	高さの最高 限度	10メートル
	垣又はさく の構造の制 限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）

## 附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第64号

## 市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1項を加える。

- 3 市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第64号）の施行の日から1月の間、市長の給料月額は、第1条本文の規定にかかわらず、特別職の職員の給与に関する条例第3条第1号に規定する額から、その額に100分の40を乗じて得た額を減じた額とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成19年(2007年)12月19日 印刷  
平成19年(2007年)12月19日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)